

審査基準表
(令和6年度外国人介護人材受入支援事業業務委託)

審査項目		審査内容	5段階評価	配点
1	業務実施方針	○事業目的を十分に理解した提案となっているか。 ・外国人介護人材の就労・定着促進を図るものとなっているか。	／5 × 2	10
2	業務遂行能力	○提案内容を確実に履行可能な組織体制であるか。 (体制図、人員配置計画等)	／5 × 2	30
		○事業を実施するにあたり、必要な知見があるか。 ・介護現場の実情を把握できる立場にある団体であるか。 ・介護技術や語学教育に精通している団体であるか。	／5 × 2	
		○外国人介護人材に係る類似の研修等の実績はあるか。	／5 × 2	
3	事業の企画・運営	○研修の開催方法について、十分な検討がなされているか。(周知方法、実施日程数等)	／5 × 2	45
		○研修の内容について、委託者の意図を理解した提案となっているか。 ・コースの内容は業務の目的及び対象者の日本語レベル等に応じた的確に設定されているか。 ・研修にあわせて、参加者同士が交流を深められる工夫がなされているか。 (研修後の時間での取組等でも可。)	／5 × 5	
		○委託者の意図を理解した上で、より一層レベルが高い提案がされているか。	／5 × 2	
4	スケジュール	○事業実施のスケジュールは、適切に設定されているか。	／5 × 2	10
5	事業経費	○必要な経費が適切に積算、計上されているか。	／3 × 1	5
		○提案価格に優位性はあるか。 配点(2点) × $\frac{\text{全提案者のうち最低提案額}}{\text{本提案者の提案額}}$ <small>小数第3位以下切捨て</small>	／2 × 1	
合 計				100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
- (4) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点(満点500点×6割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案